

空知教育センター組合教育委員会規則第 2 号

空知教育センター組合教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する規則

滝川市の条例の準用に関する条例(昭和 55 年空知教育センター組合条例第 2 号)第 1 条において準用する滝川市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 5 年滝川市条例第 1 号。以下「法律施行条例」という。)が適用される空知教育センター組合教育委員会に係る法律施行条例の施行については、滝川市の規則の準用に関する規則(昭和 56 年空知教育センター組合規則第 2 号)第 2 条第 1 項において準用する滝川市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則(令和 5 年滝川市規則第 20 号)の規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。